

活動完了報告書

事業名称：ヨルダンにおけるシリア難民の内戦負傷者／障害者支援事業
 実施団体：特定非営利活動法人 日本イラク医療支援ネットワーク
 実施期間：2015年11月～2016年4月
 実施場所：ヨルダンハシミテ王国（アンマン、マフラック、イルビッド地域）

活動の背景と目的

2011年、「アラブの春」の影響を受けて発生した反体制運動に対する政府軍の鎮圧から始まったシリア内戦は、2016年3月に6年目に入りました。政治的解決がなされないまま、480万人を超える難民は故郷に帰る兆しが見えない状態の生活を国外で送っています。また660万人とも言われる国内避難民は、インフラ設備や住居も破壊された状態の中、人道支援に頼らざるを得ない不安定な状況にあります。

政府軍や武装グループによりシリア国内で使用される多様な武器は、これまでに47万人を超える死者、190万人にも上る負傷者を発生させています。これは、全人口の11.5%が死亡もしくは負傷したことを示していますⁱ。シリア国内では、通常兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器以外の兵器）または簡易爆発物（手製爆弾）による事故が、2012年12月から2015年3月の間に8万件近く発生していると言われていますが、これらの爆弾（迫撃砲、ロケット弾、大砲、クラスター爆弾、地雷、および簡易爆発物など）による攻撃の75%は人口密集地で発生しているとされていますⁱⁱ。

隣国ヨルダンには、63万人（2016年4月現在）を超えるシリア難民が居住していますが、ヨルダン政府によれば未登録の難民も含めるとその数は実際には150万人とも言われていますⁱⁱⁱ。

現在、近隣国と同じくヨルダンもシリアから逃れて来る難民の受け入れを厳しく制限する一方で、戦争で負傷したいわゆる「戦傷者」は例外として国境を越えることが可能ですが。特にヨルダンは唯一、緊急治療を必要とする人々をサポートするシステムが近隣国では確立された国であるため^{iv}、負傷した人々の多くがシリアからヨルダンとの国境に搬送されてきます。シリア国内の病院では、設備、医療品、そして医師も不足しており、適切な治療を受けることができないためです。「難民の15人に1人が負傷しており、

り、またそのうち 3 割以上が重度の障害を負っている」という NGO の調査結果とともに、ヨルダンに居住するシリア難民に負傷者／障害者が多い事実を示しています。

国境から搬送された難民負傷者は、ヨルダンの保健省と MSF（国境なき医師団）が運営するラムサ（シリアと国境を接する町）の病院に搬送され治療を受けますが、この病院では 2013 年 9 月から 2015 年 10 月までの間に 1,963 人の負傷者が運ばれてきています¹⁾。また、この病院に収容される人のうち 9 割が術後に理学療法を必要としていますが、一方で、ヨルダンの公立の医療システムや NGO によるサービスでは、一般に、難民負傷者に多い脊髄損傷など長期的なケアが必要なケースに対しては、そのケアを提供できるキャパシティがない状態です^{2),3)}。負傷した人々は、適時に適切な治療やリハビリテーションを受けられなければ、負傷箇所の治癒に時間を要したり、また障害の重度化や二次的な障害を引き起こしたりする可能性もあります。また、重度の障害は本人だけでなく、介助する家族の負担にもなります。そのため、適時に適切な医療サービスを受けることは、シリア難民負傷者とその家族にとって、今を健康に生きるためだけでなく、長期的にも非常に重要なことと言えます。

JIM-NET は 2014 年より、戦争で負傷した人々、負傷が原因で障害者となった人々をヨルダンに居住するシリア難民の中でも「もっとも弱い立場にある人々」と考え、彼らが自らの意思で尊厳や将来への希望を守り生きていくことができる力をつけていくことを目指し、①シリア難民負傷者／障害者が適切なリハビリテーションを受けられるようになること、②障害者が中心となり地域社会とともに問題に取り組めるようになること、及び③政策提言／情報発信を通じ、日本社会の中東情勢及び難民問題に関する関心、理解を高めること、を目標に、庭野平和財団の助成を受け下記の活動を実施しました。

活動の内容と方法

上記目標に基づき、計画された活動は以下の通り：

- ① 負傷者／障害者のための移送手段の提供：紛争で負傷した人々の中には、身体面及び金銭面による理由で一般的の交通機関の利用が難しく医療へのアクセスが限られる人々が多く存在する。適切な医療を受けられないことは、障害の悪化にもつながる。住居と医療機関の往復のために、負傷者／障害者が乗り降りしやすい車両を運行（週 5 日）する。受益者は、車両を運行するシリア人ボランティアに直接連絡を取り、予定を調整する。6か月の活動で延べ 240 人が利用する見込み。
- ② 義肢の提供：手足を欠損した人々に義手や義足を提供する。義肢、特に義足は、日常生活を容易にし、より自立した生活を可能にし、さらに介助を行う家族の負担も

減らす。受益者は、活動①及び③を通して照会されたケース、または関係団体から照会されたケースを対象とする。新規の義肢政策のほか、すでに持っている義肢の修繕も行う。合計 20 人の義足を提供予定。

- ③ リハビリテーションの提供：下記 3 か所において、負傷者／障害者にリハビリテーションを提供する
 - ・ ザアタリ難民キャンプ（約 8 万人のシリア難民が居住）：現地提携団体がキャンプ内で運営するリハビリテーション施設に、週 3 日理学療法士を派遣し、リハビリテーションを提供
 - ・ アンマン市内に居住するシリア難民負傷者／障害者の住居（在宅リハ）：自宅からリハビリテーション施設に通うことが困難な身体状況にある人を対象に、週 3 日、理学療法士を派遣
 - ・ アンマン市内のリハビリテーション施設：自宅からアンマン市内にあるリハビリテーション施設に施術を受けに来る負傷者／障害者の交通費を支援。施設は週 3 日運営、男性理学療法士、女性理学療法士それぞれ 1 名が勤務
- ④ 報告書の発表と国内イベントの実施：日本社会において、シリアも含めた中東の情勢や難民問題に対する关心や理解が十分とは言えない。紛争による被害を受けた一般市民の声をもとに、市民が犠牲になっているシリア紛争の現状と国際法を照らし合わせた報告書を作成し、クラスター兵器連合や地雷廃絶キャンペーン等のネットワークを通して日本社会及び国際社会に発信する。また、同問題について啓発を目的とした国内イベントを実施する。

活動の実施経過と成果

上記①～④の活動を、2015 年 11 月～2016 年 4 月の間に実施しました。

- ① 負傷者／障害者のための移送手段の提供：サービスは主に、北部イルビッド県、東部マブラック県（ザアタリ難民キャンプ含む）、西部アジュルーン県とアンマン県（首都）の間で利用されました。利用者の主な移動先は各県にある病院、リハビリテーション施設、義肢製作所などでした。6か月（2015 年 11 月 2016 年 4 月）の活動で延べ 250 人が本サービスを利用しました。

負傷したシリア難民の中には、複雑な手術を何度も受けなければならぬケースもありますが、医療施設側のキャパシティ不足により、ほとんどの人は次の手術までの期間を病院で過ごすことができません。そのため利用者の中には、例えば、膝等の関節を固定するための金属やプレートが体に装着されたままで病院

と自宅間を行き来する人々もあり、公共交通機関は勿論のこと、普通車のタクシーでも移動が難しいケースもありました。

そのため、利用者への聞き取り（サンプリング）における「このサービスがなかったらどのように通院していたか」の質問に対しての回答は、「自分で通院費用を支払って通院していた」が24名、「通院を減らしていた」が23名という結果となりました。この聞き取り結果から、この活動がシリア難民負傷者／障害者が適切な治療やリハビリテーションを受けられるようになりその結果、怪我の治癒や障害の悪化の防止につながるという効果が認められました。

- ② 義肢の提供：21名のシリア人（男性20名、女性1名）、3名のヨルダン人（男性3名）に対し、合計24本の義肢（義手4本、義足20本）を提供しました。シリア紛争で負傷し手足を欠損した人もいれば、事故などで手足を欠損した人、また生まれつき腕がない人も含まれました。

義肢の提供対象者は、JIM-NETの活動（①、③）および現地提携団体の活動を通して紹介される人々です。提供を受けた人々からは、「義足ができると、徒歩で学校に通えるようになった」「これまで松葉杖を使わないと歩くことはできなかったのに、今は（義足があるおかげで）難民キャンプの中を自転車で移動できる」「義手と義足で、シリアに戻ったらまた羊の世話をできる」となど、義肢が一人ひとりに彼らの日常生活の困難を軽減させ、また同時に将来への希望を与えていた様子が伺えました。

- ③ リハビリテーションの提供：下記3か所において、6か月（2015年11月～2016年4月）の間に述べ1,279人（セッション数）の負傷者／障害者にリハビリテーションを提供しました。

（ア）ザアタリ難民キャンプ：2名の男性理学療法士及び1名の女性理学療法士が週3回活動を実施し、述べ712セッションのリハビリテーションを提供しました

（イ）アンマン市内に居住するシリア難民負傷者／障害者の住居（在宅リハ）：1名の男性理学療法士が週3回活動を実施し、述べ359セッションのリハビリテーションを提供しました

（ウ）アンマン市内のリハビリテーション施設（2016年3月末まで）：1名の男性理学療法士及び1名の女性理学療法士が週3回活動を実施し、シリア難民負

傷者／障害者に対し、述べ 208 セッションのリハビリテーションを提供しました

④ 報告書の発表と国内イベントの実施：シリア紛争開始から 5 年が経過した 2016 年春には、紛争による被害を受けた一般市民の声をもとに、市民が犠牲になっているシリア紛争の現状と国際法を照らし合わせた報告書を作成しました（リンク：<http://ur0.pw/xff6>）。

また、その報告書にも含まれる、兵器の被害に遭った人々の声と兵器の危険性を、クラスター兵器連合や地雷廃絶キャンペーン等のネットワークを通して日本社会及び国際社会に発信しました。2015 年 9 月には、日本地雷廃絶キャンペーン（Japan Campaign to Ban Landmines）理事および JIM-NET スタッフである内海旬子が、2015 年 9 月にクロアチアで実施されたクラスター爆弾禁止条約検討会議に参加し、ヨルダンでの事業を「犠牲者支援」活動として紹介するパンフレットを作成、会場で配布し活動を紹介するとともに、イラク政府代表団との会談を行いました。

2016 年 3 月には、中東地域で活動する他団体（日本国際ボランティアセンター、パレスチナ子どものキャンペーン、アーユス仏教国際協力ネットワーク）とともに、中東の難民の状況とともに支援の現状、課題、在り方等について考えるイベントを実施しました。

今後の課題

本来、医療へのアクセスは国や自治体が提供する公共サービスとして確立されるのが理想ですが、難民条約に批准しておらず（しかしシリア難民を庇護対象者として受け入れている）、また過去にない規模の難民の受け入れによって教育、医療などの公共サービス、また衛生、水や電気等のインフラも間に合わず財政も圧迫されているヨルダンにとって、難民に対し医療へのアクセスまで提供するのは非常に困難であると言えます。

一方、今回活動を実施する中で利用者に対し聞き取りを行ったところ、このサービスを利用する人が、車両を運行するシリア人ボランティアを「知人など個人的なつながりを通してその情報を知ることができる人」に限定されていることがわかりました。そこで JIM-NET は 2016 年 4 月以降、ヨルダンの医療系 NGO を通じて同様のサービスを継続実施することとしました。これにより、病院等の医療施設と直接調整ができるようになり、よりサービスを必要とする人々（身体状況により公共の交通機関やタクシーの利用が難しい人々）にサービスが利用されることが期待できます。

一方、難民負傷者／障害者の身体の状態がリハビリテーションによって改善されても、「障害者が外に出にくい」という状況は変わりません。公共のスペースや住居などがバリアフリーでないという物理的な環境だけでなく、障害者の社会参加の機会が限られているからです。社会の障害に対する理解も低いのが現状です。そのため、多くの障害者が「家の外に出ない」「社会との関わりがない」という状態で生活をしています。そこでJIM-NETは、これらの活動と並行し、負傷者／障害者自身が主体となって地域を巻き込み、誰もが生きやすい社会をつくるための研修を実施しました。研修後、障害者が生きやすい社会づくりのための活動を計画し、実際に実施しているところです（2016年7月現在）。これらの活動を積み重ねることで、包括的なリハビリテーションを社会が行えるようになるよう、今後側面的に支援していくことが必要とされます。

受益者の声

地雷の被害者の声とシリアの現状

地雷の被害に遭い足を切断せざるを得なかったオダイさんとハラフさんは、シリア南部の出身です。「ベドウィン（定住型遊牧民）」として羊や山羊を飼って生計を立てていた2人は、放牧中に地雷を踏みそれぞれ片足を失いました。ラハムという地域出身のハラフさんは、自身が負傷する前に地雷の被害で25頭の羊を失ったそうです。そのため、「このあたりに地雷が埋められていることは知っていた」そうですが、「まさかそこ（自分が怪我した場所）にあるとは思わなかった」と言います。ハラフさんが負傷したのは2015年7月のこと。その翌日、彼の従兄弟が2～3km先の地域で同じく地雷で負傷したことです。彼の住む地域は一度政府軍が制圧し、その後、自由シリア軍が取り戻した地域です。「一度は住民がその地域を離れたけれども、奪還後には多くの人が戻ってきた。その後くらいから、地雷で怪我をする人が出はじめた」とハラフさんは言います。

オダイさんは同じくシリア南部、ダラアの出身です。一緒にいた知人が地雷を踏んでしまい、その際に彼も負傷しました。知人は亡くなりました。そこは、住宅地にとても近い場所だったそうです。またその地域では、彼曰く「紐がつながった形の地雷」で怪我をした人もいるそうです。「地雷は、地面の上からは見えなかつたんだ」と言います。

「毎日、100頭もの羊たちを放牧しなければなりません。でも、どこに地雷が埋まっているかわからない。私たちベドウィンは皆、不安を抱えています」と言います。ハラフさん、オダイとともに、JIM-NETの支援で義足の提供を受けた後、家族と家畜の残るシリアに戻って行きました。ハラフさんはその後、シリアで家族とともに家畜の世話をしている写真を送ってくれました。義足ができたことで、日常の生活がとても楽になり、

また家畜の世話をできるようになったとのことです。しかし、彼らの不安な生活は、地雷が完全に除去されるまで続きます。

ザアタリ難民キャンプに居住するイサムさん（34歳）は、2014年10月、自分の農地をトラクターで耕していたところ、地雷の被害に遭って足を失いました。農地に埋められた地雷は、トラクターを運転していた彼の右足を一瞬で吹き飛ばしました。ヨルダンで手術を受けた後はザアタリ難民キャンプで一人で暮らしており、慣れない松葉杖でのテントでの生活は「とても大変」とのことです。イサムさんは、JIM-NETが支援するザアタリ難民キャンプ内のリハビリテーション施設で、理学療法を受けました。足を切断した後、義足を製作できるようになるまでには、理学療法が必要だからです。理学療法士および義肢装具士が、切断箇所に負担がかからないようにする方法、筋力を失わないようにするためのトレーニング方法などをイサムさんに指導しました。

イサムさんもまた、シリアに戻ることを心待ちにする難民の一人です。しかし、彼がシリアに戻ったところで、地雷が埋められているかもしれない農地を再び耕すことはできません。彼が生活を取り戻すためには、たとえ明日紛争が終わったとしても、すべての地雷が除去される必要があり、それには長い年月と費用が必要になるのです。

シリアは、対人地雷禁止条約（オタワ条約）に加盟していません。またシリアは、2013年の第68回国連総会における、対人地雷の使用、保有、製造、輸出の禁止および廃絶に関する決議^{viii}を棄権しています。地雷禁止国際キャンペーンの報告によれば、2015年、政府による地雷使用が確認された国はシリア、ミャンマーと北朝鮮のみです。シリアにおける地雷による死傷者は、2012年は63人だったのが、2013年には201人と増え、2014年は123人でした。なお、紛争が続いているシリアに入って調査を行うことが不可能なため、実際の犠牲者はこの数を大きく上回ることが予想されます^{ix}。

たる爆弾の被害者の声とシリアの現状

たる爆弾とは、ドラム缶のような容器に金属片や爆薬等を詰め込んだ爆弾で、一度に多くの人々を無差別に殺傷する可能性がある危険な兵器です。シリアの人権団体、Syrian Network for Human Rightsによれば、2012年から2015年2月までの間に、シリア国内で12,194人の人々がたる爆弾の被害で亡くなっています。その96%は民間人です^x。

JIM-NETが義足を提供したモハンマド君（9歳）もたる爆弾の被害者の一人です。シリア南部、ダラアの自宅にいた時、戦闘機から投下されたたる爆弾が放った金属片がモハンマド君の右足に突き刺さり、彼は右足を膝下から切断せざるを得ない怪我を負いました。またその際、胸部も負傷しました。医師曰く、負傷した箇所は心臓に近かったた

めあと少し傷が深かつたら命を失っていたかもしれないのです。彼の義足を製作した義肢装具士によれば「2014 年に初めて義肢製作所に来た時は、足を失ったショックで話すこともできなかった」とのことですが、今では義足で力一杯走る姿を得意げに見せてくれます。義足をつけて歩いて学校に行く事ができ、学校ではたくさんの友人と楽しく学び、元気に遊ぶ毎日です。

国連安保理決議 2139 号（2014 年 2 月 22 日）は、全ての戦争当事者に対し「全ての当事者が、文民に対するあらゆる攻撃並びに砲撃および空爆を含む、人口密集地への、たる爆弾の使用のような、無差別な武器の使用、それと過度な傷害または不必要的苦しみの原因となる性質の戦闘方法を直ちに止めることを要求^{xii}」していますが、国際条約で禁止されているクラスター爆弾も含むあらゆる武器はその後もシリア国内で継続的に使用され、死傷者数を増やし続けています。現在も、500 万人以上（うち 200 万人以上が 18 歳以下）が、爆弾の被害を受ける可能性がある地域に居住している^{xiii}と言われており、シリア国内に残っている人々の安全を脅かし続けています。

JIM-NETは、難民が発生することのない平和な社会を目指す団体として、紛争に関わるすべての当事者が、民間人の犠牲者がこれ以上発生しないよう、人口密集地で人々を無差別に傷つける可能性のある兵器、また、国際条約で禁止されているクラスター爆弾や地雷等の兵器の使用を即時にやめることを求めていきます。また、上記兵器も含めた紛争の被害者、障害者が健康を維持し、同時に将来に希望を持って生きていくことができるような支援を、今後もヨルダンで行ってまいります。

ⁱ SCPR “Confronting Fragmentation” - February 2016

ⁱⁱ Handicap International “The Use of Explosive Weapons in Syria – A Time Bomb in the Making” - May 2015

ⁱⁱⁱ The Hashemite Kingdom of Jordan Ministry of Planning and Co-operation and UN “Jordan Response Plan for the Syria Crisis 2016–2018”

^{iv} Amnesty International “Living On The Margins” - March 2016

^v Handicap International and Age International “Hidden Victims” - 2013

^{vi} MSF “Life After The Rubble” - January 2016

^{vii} Amnesty International “Living On The Margins” - March 2016

^{viii} http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=A/RES/68/30

^{ix} <http://www.the-monitor.org/en-gb/reports/2015/syria/casualties-and-victim-assistance.aspx>

^x Amnesty International “‘Death Everywhere’ War Crimes and Human Rights Abuses in Aleppo, Syria” - May 2015

^{xi} http://www.unic.or.jp/files/s_res_2139.pdf

^{xii} Handicap International “The Use of Explosive Weapons in Syria - A Time Bomb in the Making” - May 2015